

# Weekly コラム

平成 28 年 3 月 29 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## 雇用保険 65 歳以上の 新規加入が可能に

◆65 歳以上の方でも新規加入ができるように  
厚生労働省は来年度から 65 歳以上の高齢者も新規に雇用保険に加入する事ができるようにする方針を固めました。高齢者の雇用を拡大して行く方向で通常国会に改正案を提出する予定です。

◆65 歳前からの継続雇用者との不公平感  
現行の雇用保険制度は、失業した時に 65 歳未満であれば賃金の 45%~80%相当額を最大 360 日受け取る事ができ、65 歳以上の場合には最大 50 日分の一時金を受け取る事ができません。しかし、65 歳以上で転職したり、関連会社に転籍して異動したりした時等は新規に雇用保険の加入ができません。ですから一時金給付も受け取る事ができません。不公平感を感じていた高齢者もいた事でしょう。現在 65 歳以上の雇用保険加入者は 150 万人近くいると言われています。新規加入を認めれば転職した人達等の不公平感は是正されるでしょう。

◆転職や再就職も失業給付の対象に  
改正後の雇用保険の加入には年齢制限を設けず、65 歳以上の退職者には「高齢求職者給付金」として 65 歳前から継続して同じ事業主の下で働いていた人と同様に失業前に受け

取っていた賃金の最大 50 日分が支給されます。但し、加入には「週 20 時間以上の労働時間」が、失業給付受給には「直近 1 年のうち 6 ヶ月以上の被保険者期間」が必要です。65 歳未満の失業給付は現行のままの予定です。

65 歳以上で加入した人の保険料は当面は労使とも免除されます。現在も 64 歳を超えて雇用されている人の保険料は免除されているのと同様の扱いです。

◆人手不足や求職者の増加が背景に  
高齢化の進展で働き続けたい人の割合が増えており、企業側も人手不足感から高齢者を受け入れる方向に動いています。

厚労省は安易に受給者を増やさないように、給付を申請する 65 歳以上の方が実際に求職活動をしているか等を厳しく確認するとしています。

この他、介護休業を取る人への給付金を現在の賃金の 40%水準から 67%に引き上げる方針です。仕事と家庭の両立を支援していく方向です。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、[skc-soudan@skc.ne.jp](mailto:skc-soudan@skc.ne.jp) まで空メールをご送信ください。また、FAX 不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。